

樟蔭学園の有する文化遺産＜近代建築＞と その教材化の試み －「文化財論」の講義記録（2）－

白川 哲郎

はじめに

「文化財論」は、大阪樟蔭女子大学学芸学部日本文化史学科における、学科専攻科目の中の必修科目である。この「文化財論」開講初年度における講義の概要は、既に前稿¹⁾において報告を行った。その中でも述べたが、「文化財論」を講義するにあたって筆者が重視したのは、＜“身近”にある文化財＞という観点であり、その観点を活かす方法を模索しながら、講義を組み立ててきた。

その「文化財論」において、文化財を保護し、それを将来に伝えることの意義や課題について受講生自らに考えさせる素材として着目し、初年度以来繰り返し取り上げてきたのが、登録有形文化財を中心とした近代建築である。そしてその際、樟徳館や記念館といった樟蔭学園が有する近代建築を教材としながら、文化財の保護と継承の問題を、受講生のより身近な問題としてとらえ直せることも試みてきた。

以下、本稿では、筆者が担当する「文化財論」において、「文化財の保存と再生、そしてその活用」というテーマ設定の下、樟蔭学園が有する近代建築を取り上げ、展開してきた授業の内容を記録し、報告する。

I “身近”な文化財・近代建築

(1) 登録制度の概要とその意義

第二次世界大戦後における我が国の文化財の保護は、1950年（昭和25）に制定された文化財保護法（以下、「保護法」と記す）に基づいて行われてきた。そして、その中核を担ってきたのが指定制度であった²⁾。指定制度は、一定の基準を満たした文化財を“指定”し、その所有者等に保存のための一定の義務を課すことによって文化財の保存を図ろうとするものである。例えば、以下で取り上げる建造物が含まれる有形文化財についてみると、文部科学大臣は、「有形文化財のうち特に重要なものを重要文化財に指定」（保護法第27条第1項）し、さらにそのうち「世界文化的見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定する」（保護法第27条第2項）と規定されている。このように2段階の“指定”を行いながら、我が国の文化や歴史を理解する上で特に重要な文化財が保護されてきたのである。言い換えるならば、国宝に指定される文化財は、我が国にとって「たぐいない」ものであり、そうした文化財を重点的に厳選して保護しようとする制度が指定制度であった。

1996年（平成8）、その指定制度に加えて、新たに登録制度が導入されたことで、保護施策の

多様化が図られることになった。登録制度は、現在のところ、有形文化財のうち建造物を対象（国や地方公共団体から指定されているものを除く）として、文化財登録原簿に登録することで、保存及び活用のための措置を講じるものである（保護法第 56 条の 2）。登録の際の要件としては、原則として建設後 50 年を経過したものであって、かつ「国土の歴史的景観に寄与しているもの」「造形の規範となっているもの」「再現することが容易でないもの」という 3 つの事項のうちいずれかを満たすことが条件とされている（平成 8 年 8 月 30 日付文部省告示第 152 号）。

かかる内容の登録制度が採り入れられた背景には、前述の重点主義的、選択主義的な指定制度では保護の対象とはならない、近代の多様かつ大量の文化財に対する保護の要請の高まりと、それらが開発の進展と生活様式の変化等によって社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされているという現状認識とがあった³⁾。とりわけ建造物は、“再開発”の名の下に取り壊しの危機にさらされているものが多く、緊急に保護する必要があったことから登録制度の対象とされたのである。

このように登録制度は、その導入の段階から近代の建造物を主たる対象として想定していた⁴⁾。近代の建造物は、現在なお使用されているものも少なくなく、我々の日常生活の範囲の中に大量、多様、そしてしばしば大規模に存在している。したがって、登録制度によって登録有形文化財となるような建造物、主として近代建築は、古代の建造物のように「たぐいない」ものと言うことはできないが、我々の日常生活の範囲の中に存在する、極めて“身近”な文化財である。ゆえに、国宝のようにまれにしか目につくことのできない“遠い”文化財とは異なり、文化財の意味や文化財を将来に伝えることの意義を受講生がより具体的に考える上で、それらはまたとない素材になり得ると考えた。筆者が「文化財論」において、登録有形文化財を中心とする近代建築、とりわけ学園が有する近代建築を欠くことのできない教材として取り上げた主たる理由は、かかる点にこそあった。

(2) 樟蔭学園の有する近代建築

樟蔭学園は、樟徳館を筆頭に、記念館、樟古館といった、学園の歴史にとどまらず、大正期から昭和初期にかけての近代建築史、および近代教育、とりわけ女子教育の歴史を考える上で貴重な素材となる近代建築を有している。まず、それらの概要を確認しておこう⁵⁾。



〔写真 1〕 樟徳館の内部⁶⁾



〔写真 2〕 樟古館の外観

i) 樟徳館

現在、「樟徳館」と呼ばれている建物は、樟蔭学園の創立者である森平蔵氏の旧宅で、1939年（昭和14）、旧帝国シネマ長瀬撮影所跡地に建設された。樟徳館については、既に一般にも紹介され⁷⁾、昭和初期を代表する和洋折衷の住宅建築として知られつつある。高塀に囲まれた屋敷地内には、玄関棟を挟んで、左側に応接棟、右側に2階建ての居住棟がバランス良く配置された主屋が建てられている。応接棟は、二重入母屋屋根瓦葺きで、外観は和風に作られているが、内部は寄木張りの床の洋風応接間である。室内東側には巨大な陶製の暖炉があり、南側には花頭型の窓とその上にステンドグラスが配されている。西側からは、庭に降りることもできる。一方、居住棟には、南面に2間続きの寄木張りの床の洋風座敷が設けられ、中廊下を挟んでその北側に純和風の座敷と洋式の食堂が配されている。そして居住棟の北東には台所が、北西には数寄屋造りの仏間と化粧室とが設けられている。2階には食堂の南側と西側にある階段を使って上がることができる。2階には中廊下の両側にそれぞれ2間の和室と洋室が1室、合計6部屋が設けられている。なお、居住棟の北側には2棟続きの土蔵が建つ。また、屋敷地の南西側には庭がひろがり、屋敷地北西隅には鎮守社が祀られている。

樟徳館の建設にあたって、森氏は日本各地から銘木を取り寄せ、自ら墨掛、木取を行ったと伝えられている。また、主屋は関西では最高とされる松普請、仏間は杉・檜普請である。さらに、主屋には関西の棟梁を、仏間は関東の棟梁を呼び寄せ、互いの技術を競わせたとのことである。材木商であった森氏の面目躍如と言うべきところであろう。筆者はかつて、閉め切った状態の続いた樟徳館に足を踏み入れた折りに、既に建設後60年以上を経過しているにもかかわらず木の香りを感じたことがあり、文字通り最高の木材を用いて樟徳館が建設されたことを実感した。

2000年（平成12）、樟徳館は「造形の規範となっているもの」という基準を満たしているとして、主屋・土蔵・鎮守社・門・東塀・南塀が一括して国の登録有形文化財となった。

ii) 記念館



〔写真3〕記念館（正門側から）



〔写真4〕記念館の内部

『樟蔭学園 80 周年記念誌』⁸⁾ や東大阪市教育委員会発行の『－わが街再発見－東大阪市の建造物』⁹⁾によれば、記念館は、1927 年（昭和 2）、樟蔭高等女学校の創立 10 周年を記念し、図書館および教室として建設されたものである。まさに樟蔭学園のシンボルとも言うべき存在である。建設時の設計図等を未だ見いだし得ず、また詳しい調査も実施されていないため、記念館の構造は不明であるが¹⁰⁾、2 階建てで延べ床面積 855.36m²（1 階 432.36m²、2 階 423.00m²）の建物である。

記念館には 1 階の南北両面に出入り口があるが、この二つの出入り口の間が通し廊下となっており、その両側に部屋が配置されている。そのうち西側の部屋（183 号室）は、現在「学園資料展示室」となっているが、実際には「休眠」状態にある。一方、東側の元閲覧室（182 号室）は、「催物展示室」として学園祭の展示や大学のクラブ活動などに時折利用されている。その東側奥にある元書庫（181 号室）は、北側半分が大学マンドリン部の部室として、南側半分が倉庫として使用されている。2 階には通し廊下西側脇の階段を使って南北両方から上がることができる。2 階西側の元会議室は、現在、書道教室として利用されており、間仕切りがなされて南北 2 部屋（282・283 号室）に分けられている。2 階東側の最も広い部屋は、大学の普通教室（281 号室）として使用されている¹¹⁾。

II 「文化財論」における記念館・樟蔭学園の教材化

(1) 近代建築を素材とした講義の展開

これまでに「文化財論」では、記念館もしくは樟蔭学園と大阪市内の近代建築とをセットにして取り上げた講義を、各年度 1 回、計 3 回試みた。講義の細部における相違はあるが、いずれも趣旨は同様であるので、以下、2002 年度秋期において計 4 授業時数（2002 年 12 月～翌年 1 月実施、うち学外授業 1 回を含む）で行った講義内容について述べる¹²⁾。

最初の授業では、「指定制度と登録制度」というテーマを掲げ、前章第 1 節で述べたような、登録制度の概要とその導入の背景、加えて登録制度が果たす役割やそれが有する意義について講義した。その際、以後の講義の展開との関係で注意したのは、近代建築の保存、保護に関して、「生かし」「活かす」方向への模索が行われていることに気づかせるという点であった¹³⁾。

授業 2 時間目には、学外授業における生駒ビルディングと綿業会館との見学を前提とした授業を計画し、「文化財の保存と再生・活用－登録有形文化財＝近代建築を素材として－」というテーマにおける最初の講義を行った。そこではまず「身近な文化財－近代建築」と題し、登録制度により文化財として保護の対象となった近代建築が、我々の極めて身近なところに存在していることを指摘した。さらに「近代建築の宝庫・大阪」と題して、幸いにして空襲を免れ、大阪市内中之島から堺筋一帯に現在にまで遺されてきた近代建築を具体的に取り上げた¹⁴⁾。その導入部では、特に講義実施直前の 2002 年 11 月、補修工事が完了し再オープンしたばかりで話題性のあった中之島中央公会堂を取り上げ、テレビのニュースや特集番組の映像¹⁵⁾を利用しながら、受講生の興味を喚起するよう試みた。次いで先述の地域に遺るいくつかの近代建築について、それまでに収集した写真や映像資料¹⁶⁾などを利用しながら紹介した。なかでも大川沿いに並んで建っていた旧西田三郎商店と北浜レトロビルという二つのビルを事例に、近代建築が直面する“再開

発”による取り壊しという事態を理解させるべく努めた。そして生駒ビルディングと綿業会館へ話題を移し、学外授業の事前準備として、それらの外観と概要についての簡単な説明を行い、併せて当日の予定と課題¹⁷⁾とを示した。

「文化財の保存と再生・活用」というテーマの第2回目（授業通算3時間目）にあたる学外授業は、2003年1月9日（木曜日）に実施した。当日は、午後0時30分に大阪府立中之島図書館〔国・重要有形文化財〕前に集合し、中之島中央公会堂・北浜レトロビル〔国・登録有形文化財＜以下、「登録」と略記する＞〕・旧大阪証券取引所・新井ビル〔登録〕・三井住友銀行大阪中央支店・高麗橋野村ビル〔登録〕などの外観を見学しながら生駒ビルディング〔登録〕へと移動した。

生駒ビルディングは、宗建築事務所（原案作成：大倉三郎、実施設計：脇永一雄）が設計し、生駒時計店の店舗ビルとして1930年（昭和5）に建設された（施工：大林組）。以来、アール・デコを基調とするその特徴的な外観から、埠筋のまさに“ランドマーク”としての役割を果たしてきた¹⁸⁾。時計店の店舗であった生駒ビルディングは、2002年9月、再出発して現在は高級貸しオフィスとして利用されている¹⁹⁾。学外授業では、生駒時計店社長生駒伸夫氏、ならびに、その管理を委ねられている株式会社アイディィユーの御理解、御厚意により、内部を約30分にわたり見て見学させていただくことができた²⁰⁾。



〔写真5〕生駒ビルディングの外観



〔写真6〕生駒ビルディング見学の様子

その後、日本短資大阪支店・小川香料・船場ビル〔登録〕などの外観を見学しながら綿業会館〔登録＜当時＞・追記参照〕へ移動し、社団法人日本綿業俱楽部（事務局長伊藤克己氏＜当時＞）の御理解、御厚意により、内部を約30分見学させていただいた²¹⁾。

綿業会館は、1931年（昭和6）、社団法人日本綿業俱楽部の集会施設として建設された。数多くの名建築を手がけた渡辺節の設計で（施工：清水組）、建築には同年建設された大阪城天守閣の約3倍という巨費が投じられている。外観は、イギリス・ルネッサンス様式を基調としながら、極めてシンプルな様相を呈するが、一転して内部は、各部屋毎に異なる様式が用いられ、贅を尽



〔写真7〕綿業会館の外観



〔写真8〕綿業会館見学の様子

くした造りとなっている。大阪がイギリス・ランカシャーを抜いて綿製品輸出世界一の都市となつたのが1933年（昭和8）のことであり、大阪を代表する名建築の一つとして極めて名高い綿業会館は、まさに「東洋のマンチェスター」と呼ばれたその時期の記念碑というべき存在である²²⁾。

綿業会館を見学させていただいた後、大阪市立住まいのミュージアム・大阪くらしの今昔館に移動し、その見学後²³⁾、現地で解散した。

ここで重点的見学場所として、生駒ビルディングと綿業会館とを選定した理由について述べておきたい。鈴木博之氏の考え方従えば、近代建築のみならず歴史的建造物を保存する場合、その建造物に対して「今までどおりの、あるいは新しい用途を確保してやらなければならない」²⁴⁾。そして、ある建造物が「今までどおり」の用途で使用されている場合、その建造物は「保存的活用」がなされていると言うことができ、それに対して「新しい用途」で使用されている場合には、その建造物は「活用的保存」がなされていると言うことができる²⁵⁾。こうした観点に立てば、綿業会館は、基本的には現在も会員による私的利用を旨として使用されており、建設当以来の本来的な在り方、用途が維持され利用されている保存的活用の事例と見なすことができる。一方、生駒ビルディングは、先に述べたように本来は店舗ビルとして建設されたが、現在は貸しオフィスビルとして再生され、利用されている。すなわち、新しい用途が見出された、活用的保存がなされている事例と言えよう。このように綿業会館と生駒ビルディングとは、いずれも国の登録有形文化財ではあるが（追記参照）、保存の在り方からすれば保存的活用と活用的保存という見事な対照をなしている。かかる点を勘案し、この二つの近代建築は、歴史的建造物、なかでも近代建築を単に保護するだけではなく、活用し再生しながら将来に伝えて行くという問題を受講生に考えさせようとする際に格好の素材になると判断した。生駒ビルディングと綿業会館とは、先の大戦の戦禍を免れ21世紀となった現在に至るまで、理解ある所有者や関係者の手によって保護され、かつ使い続けられてきた、近代建築として本当に幸運な事例である。二つの近代建築の現状から、歴史的建造物の保存に関して我々が学ぶべき点は極めて多い。

学外授業後、通算4時間目の授業では、「歴史的建造物の保存と再生、活用に関する計画（案）作り」というテーマを掲げた。まず、受講生に生駒ビルディングと綿業会館とを見学しての感想や意見を求めるなどして学外授業について振り返った後、“近代建築を保存し、後世に伝えて行

く”という問題について、受講生自らに考えさせるべく授業を進めた。その際、ちょうどその頃社会的に注目を集めていた滋賀県豊郷小学校の校舎解体をめぐる問題なども話題として取り上げながら²⁶⁾、単純な“経済性”のみを重視したスクラップ・アンド・ビルトの考え方方に陥ることなく、建造物に対する“愛着”や建造物の“安全性”といった様々な問題に配慮しながら、対象となる建造物、あるいは建造物群と、それらが構成する景観が形作る有形、無形の価値について、多くの人々に共有してもらう必要があるとの問題提起も行った。

そして最後に、身近にある近代建築の保存、再生、そして利用・活用案を作成してみることを受講生に課し、その対象を本学の記念館に設定した。受講生には、記念館の概略を紹介した上で、改めて記念館を見学させた。さらに、保存、再生、利用・活用案作成のための参考となるよう、学校建築に関する実例をいくつかをプリントにして紹介した²⁷⁾。講義日程の関係もあって、受講生にはこの記念館の保存、再生、利用・活用計画（案）作りを定期試験の主要な問題とすることを示して、近代建築を素材とする講義を終了した。

(2) 学生による記念館の保存、再生、利用・活用計画（案）

受講生に課したのは、「樟蔭学園にとって歴史的な建造物である『記念館』について、その保存、再生、活用のための計画（案）を、700～800字程度で作成しなさい。」というものであった。ここでは、受講生の手による記念館の保存、再生、利用・活用計画（案）を紹介する²⁸⁾。



〔写真 9〕 記念館南側入口



〔写真 10〕 記念館での授業の様子

最初に確認しておくと、「保存、再生、活用のための計画（案）」の作成を指示したこともあり、樟蔭学園のシンボルとも言える記念館の取り壊しを主張した者は、受講生46名の中に誰一人としていなかった。ただ、複数の案を考えた受講生の中に、安全性や維持経費の問題を考慮して、最終的には取り壊しもやむを得ない場合もあるとの意見を述べた受講生が2名あった。

さて、受講生が作成した計画を分類しようとすると、複数の案を提案したり、1階と2階とで別個に案を作成した者が多いため、単純に分類することはできなかった。ただ、強いて大別する

ならば、A) 記念館の利用者を学園関係者²⁹⁾に限定する案（23名）と、B) それを学園関係者以外にも拡大する案（23名）とに二分することができた。

Aの事例には、利用方法としては現状維持であるが、① 教室として日常的に授業に使用することを求めるものや、あるいは催物展示室ほか各部屋を整備し、イベント会場などとして利用しやすくすることを求めるもの（4例³⁰⁾）をはじめとして、② 現在の学園資料展示室をもとに、学園の歩みを示す常設の展示室（スペース）として整備、発展させることを提案するもの（8例）、③ 記念館があまり利用されていないという認識から、日頃活用されていないスペースを学生ラウンジ的な場所として整備したり、あるいは形態は様々であるが学生をはじめとして学園関係者全てが利用できるカフェ、喫茶・飲食スペースとして活用することを提案するもの（11例）などが、主な案であった。また、学園の同窓会施設、学生の就職活動を支援するスペース、図書館の機能を補充するAV機器を備えた施設、あるいは文具等学生生活に必要な物品の購買施設などとして整備し、利用することを提案するものがあった。その他、エステルームや浴場などのリラクゼーション施設として改造することを提案するものもあった。

次にBの事例であるが、利用方法から見れば、Aの事例と大差無かった。例えば、A①と同様に、教室や催物展示室を整備し、それらをイベント会場や集会場あるいは各種講座の教室として、学園関係者のみならず地域の人々にも利用してもらえるようにすることを提案するもの（10例）、あるいはA③と同じく、カフェ・喫茶スペースを設け、その利用を学園関係者以外にも開放することを提案するもの（9例）、また、A②同様、学園資料展示室を博物館的施設として整備し、見学者を受け入れるようにすることを提案するもの（3例）などが、主な案であった。他には、学園の歴史のみならず地域の歴史に関する展示施設として整備したり、託児所や子供たちの遊び場、高齢者の方々が利用できる施設、あるいは映画館に改造するなどして、積極的に地域に貢献することを提案するものもあった。なお、これらBの事例の多くに共通していたのは、その使用・利用料を記念館の保存や整備、そして維持にかかる経費として利用することを提案していたことである。近代建築のみならず、さまざまな文化遺産を後世に伝えて行こうとする場合、その経費を如何に調達するかという問題は極めて重要である。文化遺産を保存する際に考慮すべき、そうした視点を受講生が獲得してくれていることを確認できたことは、講義する側として大きな収穫であった。

付言しておくならば、2003年春期にもほぼ同内容の課題を受講生に課し、記念館の保存、再生、利用・活用方法について考えさせた。受講生が考案した計画案の傾向は、上記2002年度秋期の場合と同様で、① 学園資料展示室を整備し、常設の展示スペースを設けることを提案するもの（24例）、② 1階・2階いずれか、あるいは両方を利用するかは別にして、飲食可能な学生ラウンジ、もしくはカフェ・喫茶スペースとして活用することを提案するもの（25例）、この二系統の案が圧倒的に多かった。なお、女子校としての本学園の特性を活かし、女性の活動を支援するための施設として整備し、女性のために活動している団体等に利用してもらうことを提案するものがあったことも特記しておきたい。

(3) 樟徳館を素材として

「歴史的建造物の保存と再生、利用・活用に関する計画（案）作り」という点について言えば、2001年度春期には、樟徳館を対象とした利用・活用案を受講生に作成させた³¹⁾。その際に受講生が案出した利用・活用案についても、以下、簡単に紹介しておく。

受講生が考え出した利用・活用方法は多岐にわたるが、そのほとんど全てが、学園関係者のみならず、地域の人々を中心広く一般の人々にも利用してもらえるようにすることを提案していたことが注目される。具体的には、①学園祭などの機会をとらえて年に数回、あるいは毎月定期的に、何らかの形で一般公開することを提案するもの（7例）にはじまり、樟徳館の和洋折衷の近代住宅建築としての特性を活かして、②旅館や和風料理、和菓子の飲食店として再生させようというもの（26例）、同じくその特性を活かしながら、③茶・華道などの教室や催物の会場として、また地域の人々の集会・会議場として貸し出そうというもの（30例）などが主なものであった。加えて、④学園創立者の森平蔵氏の旧宅であったという樟徳館の由来に基づき、森氏個人あるいは学園の資料室として整備、公開することを提案するもの（2例）もあった。

以上のように、受講生に樟徳館を実際に見学させて利用・活用案を作成させると、樟徳館の利用現状について事足りていると考える者は全くおらず、その存在を、学生は言うに及ばず、できるだけ多くの人々にアピールし、樟徳館のすばらしさを認知してもらえるようにすることを望む声が圧倒的であった。そしてここで注意しておきたいのは、「文化財論」の授業で見学に行くまで、樟徳館の存在を知らなかったという受講生が相当数あったことである。確かに大学案内などには紹介されているものの、校地から若干離れているという立地的な条件もあって、実際に樟徳館を見学、あるいは利用する学生は必ずしも多くないようと思われる。樟蔭学園に学びながら、学園所有の昭和初期を代表する和洋折衷の住宅建築である樟徳館のすばらしさ、文化遺産としての価値、ましてやその存在すらも知らずに学園生活を送るとしたならば極めて残念なことである。様々な機会をとらえて樟徳館を学生に紹介して行く努力が、我々教職員に求められていると言えよう。この点に関連して、2001年度被服学科卒業生が卒業研究として樟徳館を紹介したパンフレットを作成している³²⁾。このパンフレットは、樟徳館の歴史や建築上の特徴を写真や図を用いながら解りやすく解説、紹介している。こうした本学卒業生の成果なども活かしながら、登録有形文化財・樟徳館のすばらしさを広く紹介して行くことが必要であろう。

(4) 成果と今後の課題

「文化財論」において筆者が設定した「文化財の保存と活用、そしてその再生」というテーマに関して、近代建築を素材として取り上げた理由には、今後、文化遺産を後世に伝えて行く上で大きな役割を果たすであろう登録制度についての理解を深めるという点があった。ただ、それにも増して筆者が何よりも希望していたのは、自分たちの身近なところにも文化遺産が存在しているという事実に気づかせたいという点であった。すなわち、“文化財”と言うと、例えば国宝や重要文化財など、誰もが想起するような著名な、それこそ「唯一無二」の文化遺産ばかりに注目しがちである。けれども、決してそうした著名な文化遺産だけが保護されるべきものなのではなく

く、我々のもっと身近なところにも後世に伝えて行くべき文化遺産が存在しているという事実についても、受講生に認識して欲しかったのである。それは「文化財論」を担当した当初より筆者が意識し続けてきたことであった³³⁾。そうした観点からすると、大阪市内の近代建築を取り上げた学外授業は、ふだん我々が日常生活を送っている街の中に、しかも大阪という日本有数の大都市の真ん中に、数多くの歴史的建造物が存在していることを受講生に実感させることができ、たいへん有効であったと言えよう。さらに、自分たちが実際に学生生活を送っている大学（学園）に、誇るべき歴史的建造物が存在していることを受講生に伝えることができたことも講義の成果としてあげたいと思う。

また、講義の中で記念館や樟徳館といった受講生の極めて身近に存在する歴史的建造物の保存、再生、利用・活用案の立案を受講生に課したが、それに対する回答、提案には、建造物それ自体の補修や整備の問題のみならず、それを後世に遺そうとする際、必ず大きな障害として立ち現れてくる、維持経費調達の問題や、維持に要する人員の確保の問題などへの言及が数多く見られた。そこからは、文化遺産の保存と継承の前に立ちはだかる、実際的、現実的な問題に注意をはらい、それらに対する解決方法を模索する視点や態度を受講生の多くが獲得しつつあることを確認できた。自らが単なる文化遺産からの“受益者”にとどまることなく、文化遺産の保存、継承を成り立たせる側の一員としての観点と自覚を受講生が獲得しつつあることを実感でき、筆者にとっては大きな収穫であった。

こうした成果の一方で、受講生が考え出したバラエティーに富む計画案を、考案した個人の段階にとどまらせている点は、「文化財論」初年度以来の課題として未解決のままとなっている。受講生がそれぞれの案をもとに互いに議論することで、各自の案に欠けている視点を獲得したり、より実現性の高い計画として練り上げて行くといった作業を行わせる必要があると認識している。前稿でも確認した「文化財論」における「課題の成果・結果の受講生へのフィードバック」という反省点は、依然として残されたままであり³⁴⁾、筆者にとって今後の大きな課題である。

むすびにかえて　－学園への期待と要望－

歴史的建造物の文化遺産としての価値は、その建造物が有する建築史上の資料的な価値に限定されるものではない³⁵⁾。歴史的建造物、とりわけ近代建築については、次のように考えることもできよう。まず、その近代建築を日常的に利用する人々にとって、それはまさに生活の一部である。また、ある近代建築が構成する周辺の景観は、そこに生活する人々にとって、身近な生活環境そのものとも言える。こうした生活や生活環境に対して、その近代建築に何らかの関係を有する人々は、折に触れて“思い出”を抱いたり、“愛着”を育んだりしている。すなわち、近代建築は、それに何らかの関係を有する人々が、これまでに刻んできた様々な歴史の“記憶”を共有する存在なのである。言い換えるならば、近代建築は、それが建っている場所で生活を営む人々が、日々の生活の息吹や自分たちの歴史の鼓動を共感をもって語ることを可能ならしめ、かつそれらを後世に伝える役割をも果たす存在と見なすことができる。近代建築は、我々の日常生活の中に存在する歴史的な遺産、まさに“身近”な文化遺産なのである。

そしてその近代建築が学校建築、すなわち校舎である場合、それぞれの学校を代表する校舎は、教育・学問の場として、その学校が創立以来連綿と築き上げてきた歴史、いわゆる“伝統”を象徴する役割を果たす。とりわけそこで学んだ同窓生にとって、そうした校舎は、学校時代の懐かしい“記憶”を維持し、共有し続けて行くための拠り所としても機能する。他の近代建築に比して、校舎に共有される“記憶”は、より凝縮された性格を有することになろう。“再開発”の名の下に多くの近代建築が取り壊しの危機にさらされている中で、関係者の努力によって学校建築に様々な手立てが講じられ、保存される事例が相対的に多いのは、かかる事情によるものであろう。

ところで、学校建築が保存、活用されている事例としては、かつての大学本館が商業史博物館や学園資料室として活用されている大阪商業大学谷岡記念館の事例が、本学に隣接する地域のものとしてあげられる³⁶⁾。また本学と同じ女子大学の事例としては、これもかつての大学本館を大学の歴史を展示する施設として整備した奈良女子大学の事例が想起される³⁷⁾。いずれも、同窓生の“記憶”的媒体であるとともに、大学の顔、学園のシンボルとしての役割を付与され、学校のイメージを学外に向けて発信する上でも重要な役割を果たしていると推測される。

それでは翻って、樟蔭学園の場合を考えてみよう。ここで問題となってくるのは、やはり記念館であろう。既に「文化財論」受講生が作成した保存、再生、活用のための計画（案）を紹介した際にも触れたように、記念館の現状は、学園のシンボルとしては、余りに寂しい状況にあると言わざるを得ない。大学や学園の歴史を学生に講義する「学校史」「学園史」等の講義科目が全国各地の大学で開講されているが³⁸⁾、こうした講義とは別の形で、樟蔭学園に学ぶ者に、実感を伴う形で樟蔭の“伝統”を伝え、また樟蔭に学んだという“記憶”を共有してもらうための方法として、記念館の活用は極めて有効な手段の一つとなりえよう³⁹⁾。しかしながら、それを現実のものとするためには、教職員の個人的な努力では限界があることは言うまでもない。記念館を登録有形文化財とすることを提案した「文化財論」受講生も複数いたが、その可能性も含めて、筆者は、学園に対し早急な記念館の整備および活用計画の策定と、その実現を切に期待したいと思う⁴⁰⁾。それこそが、将来樟蔭学園に学ぶ者たちに、学園の歴史を語る貴重な遺産である記念館を、できるだけ良好な状態で伝えて行く上で最も重要な意味を持つと筆者は確信する。

樟蔭学園は、独り学園の歴史のみならず、大正期から昭和初期にかけての近代建築史、あるいは近代教育史における女子教育の歴史を考える上で貴重な素材となる、記念館や樟古館、そして樟徳館といった文化遺産としての近代建築を有している。それらの近代建築を適切に保護し、有效地に活用しながら次代に伝えて行くことは、創立八十有余年を数える樟蔭学園にとって社会的責務の一つであることを、改めて強調して、稿を閉じることにする。

注

- 1) 「日本文化史学科必修科目『文化財論』1年目（2001年度）の講義記録」（『大阪樟蔭女子大学（学芸学部）論集』第40号、2003年）。以下、前稿と記す。
- 2) 我が国における文化財保護行政の内容およびその展開については、文化庁文化財保護法研究会編『文化財保護法改正のポイント Q&A』（ぎょうせい、1997年）など参照。

- 3) 前掲注) 2書 44~46 ページ参照。
- 4) 登録制度は、指定制度を根幹とするこれまでの重点的、選択的な文化財保護の施策を補い、近代の建造物のように、決して唯一無二のものでこそ無いが、我々の生活に密着した、身近な文化財を保護するための施策として導入された。したがって登録制度の導入は、単に保護施策の多様化という制度的な変化にとどまらず、どちらかと言えば“名品主義”的な文化財に対する我々の考え方にも変化を促すものとなることが予想される。その意味でも今後おそらく、登録制度は、我が国における文化財の保護において、大きな意味を有する制度となると考える。
- 5) なお、以下に具体的に取り上げる樟徳館・記念館以外にも樟蔭学園には、学園創立時に建てられた校舎の一部を移築した樟古館、また復元された守衛室など、当時の外観をとどめる近代建築が遺されている。
- 6) 『樟蔭学園 80周年記念誌』(学校法人樟蔭学園、1997年) 58 ページより転載。
- 7) 『大阪人』1999年12月号(財団法人大阪都市協会)掲載「発掘 THE OSAKA」の記事など。
- 8) 前掲注 6) 書 58~59 ページ。
- 9) 『－わが街再発見－東大阪市の建造物』(東大阪市教育委員会、2002年) 120 ページ。
- 10) 『新版日本近代建築総覧－各地に遺る明治・大正・昭和の建物－』(技報堂出版、1983年) は木造とする。また偶然目にすることができた建築時の写真からも木造と考えられる。
- 11) 筆者は、本学被服学科の一棟宏子教授の御厚意により、2003年7月5日、建築史研究者の大上直樹氏と全国市町村再開発連絡協議会研究員の笠原正代氏とともに記念館を見学し、その特徴について御教示いただく機会を持つことができた。以下、御教示いただいた内容の要点を紹介しておく。記念館は、①ヨーロッパの初期モダンデザインの一つで、アールヌーボーとともに明治末頃以降日本に盛んに受容された、セセッションの影響を受けた建物であること、②おそらく建築予定地の面積の関係によると推測されるが、学校の校舎建築に一般的な左右対称のデザインとなっておらず、そこには正門側(東側)から見ると実際よりも建物が大きく見えるという視覚的效果が計算されていたのではないかと考えられること、③南側入り口部分には、様々な凝った意匠が施されていること、④内部に目を転じると、通気口のカバーがそれぞれ異なるなど、建築当時、細部にこだわって建てられたと推測されることなど、様々な御教示を賜った。その内容は、2003年度春期の講義に活かすことができた。見学の機会を設けていただいた一棟教授ならびに、貴重な建築史的な知見を御教示いただいた大上氏・笠原氏に、心より御礼申し上げます。
- 12) 2001年度春期の講義の概要に関しては、前稿参照。
- 13) 「たてものをいかす」<上><下>(『朝日新聞』<大阪版>2002年7月11日・12日朝刊)、清水真一・蓑田ひろ子・三船康道・大和智編『歴史ある建物の活かし方－全国各地119の活用事例ガイドー』(学芸出版社、1999年)など参照。
- 14) 『大阪人』2000年12月号(財団法人大阪都市協会)や、「中之島・船場周辺近代建築MAP」

(大阪府立中之島図書館、2001年10月1日作成)など参照。

- 15) 「大人の遠足 レトロ建築を見にいこう」(NHK: 夕方5時半です とておき関西、2002年11月8日放送)など。
- 16) 「残して! 北浜のレトロな名建築」(朝日放送: ABCニュースゆう、2001年5月2日放送)など。
- 17) 課題として課したのは、①生駒ビルディング・綿業会館の保存・活用状況についてレポートすることと、②二つの近代建築の見学などを踏まえて、登録有形文化財や登録制度に対する意見・感想を述べるということであった。
- 18) 『大阪モダン都市—近代の中之島・船場』(大阪市立住まいのミュージアム、2002年) 45~49ページ参照。
- 19) 前掲注 13)「たてものをいかす」<上>参照。また、詳しくは「コンシェルジュオフィス北浜 T4B」パンフレット参照。
- 20) 特に、生駒社長には、当日わざわざ御足労いただき、生駒ビルディングの保存へのお考えや御経験を直接お話ししていただくとともに、受講生からの質問にもお答えいただいた。「文化財論」および学外授業に対する御理解と御厚意に対して、心よりお礼申し上げます。
- 21) 同俱楽部(事務局長中谷弘司氏)には、2003年度春期にも当方の見学依頼に御快諾をいただき、学外授業における内部見学を御許可いただいた(7月18日実施)。「文化財論」および学外授業に対する御理解と御厚意に対して、心よりお礼申し上げます。
- 22) 鈴木博之・増田彰久・小澤英明・オフィスビル総合研究所『都市の記憶』(白揚社、2002年) 184~193ページ参照。なお、設計者渡辺節については、『日本の美術』448号(至文堂、2003年) 41ページ、藤森照信『日本の近代建築』下(岩波書店、1993年) 66~69ページなど参照。
- 23) 大阪くらしの今昔館は、近世大坂の天満周辺の町並みを復元したこと有名であるが、8階展示室には、近代大阪の住まいや町並みの変遷に関する展示を行っており、堺筋周辺の現地を見学した上で同館の展示を見学することで、受講生の近代建築に対する理解の深化を期待して見学場所として選定した。
- 24) 鈴木博之『現代の建築保存論』(王国社、2001年) 8ページ。
- 25) 鈴木前掲注) 24書 11・17ページ参照。
- 26) 『朝日新聞』<大阪版> 2002年12月25日朝刊は、前日、豊郷町長がそれまでの方針を転換し、校舎を保存することを表明したことを伝え、また『朝日新聞』<大阪版> 2003年1月9日朝刊は、豊郷町長の解職請求が成立し、住民投票の実施が決定したことを伝えるなどしており、当時極めて注目されるニュースであった。
- 27) 清水他編前掲注) 13書の中から、学校建築を保存、再生し、また利用・活用している実例を紹介した。
- 28) 講義者である筆者が建築について素人であり、建築の実際に関わる部分についての指導ができないこともあって、受講生が考案した案は、建築上の安全性や設計施工上の補修・改築の実現可能性、あるいは経済的裏付けの問題など、実際的な問題が数多く抜け落ちており、そ

の意味では「空想」の域を越えるものではない。しかしながら、書道教室を除けば日常的にめったに利用されていない記念館の現状を顧みるならば、今後の記念館の利用方法を考えるに際して参考となる意見も少なくないと考える。

- 29) 本学小阪校地には、大学のみならず、学園本部、さらには同一学園の高等学校や中学校、幼稚園がある。ここで言う「学園関係者」とは、ひとまずそれら全てに関係する人々を指す用語として用いることとする。
- 30) 複数案を提案しているものについては、それぞれ別に集計した。そのため、括弧内に示した事例数を合計すると受講生数の 46 を上回ることになる。なお、以下で触れる 2003 年度春期の記念館についての場合、および 2001 年度の樟徳館についての場合も同様で、いずれも案の事例数の合計は、受講者数を上回る。
- 31) 前稿参照。
- 32) 2001 年度被服学科（生活環境研究室）卒業生：木村明子氏・坂倉陽子氏・本吉恵梨子氏の卒業研究。筆者は、このパンフレットの存在を日本文化史学科佐久間貴士教授から御教示いただき、そのコピーを被服学科一棟教授から御提供いただいた。
- 33) 前稿参照。
- 34) 本稿における、受講生作成の記念館および樟徳館の「保存、再生、利・活用案」の紹介は、その意味では、「課題の成果・結果の受講生へのフィードバック」としての一環をなすものである。
- 35) 以下の論述のみならず、本稿における歴史的建造物の保存に関する考え方については、鈴木博之氏の『現代の建築保存論』（前掲注）24 所収の諸論考に多くを学び、参考としている。煩瑣を避けるため、関連する箇所で鈴木氏の見解を逐一引用することを省略させていただいた。鈴木氏ならびに大方の御寛恕を請うところである。
- 36) 谷岡学園学園資料室・大阪商業大学商業史博物館、それぞれのリーフレットを参照されたい。
- 37) 清水他編前掲注）13 書 67 ページ参照。
- 38) 「学んで自信？『大学史』」（『朝日新聞』<大阪版>2002 年 10 月 22 日夕刊）参照。
- 39) 「文化財論」受講生の多くが、もっと記念館で通常の授業を受講したいと希望していたことからも、この点について推測が可能である。
- 40) 鈴木博之氏は、歴史的建造物の「保存は活用計画なしには成立しない」（同氏前掲注）24 書 17 ページ）とする。また付言しておくならば、樟徳館についても事情は同様である。樟徳館の現状を想起するならば、鈴木氏の「歴史的建造物は、ただ鍵を掛けて空き家のままで保存しておくにはあまりに大きな財産であるし、そんなかたちで保存だけしていたとすれば、実際には、それは保存しているとすら呼べない状態なのだ。」（同氏前掲注）24 書 8 ページ）という一文を、警鐘として噛み締める必要があると思う。

[追記] 綿業会館は、2003 年 10 月、文化審議会から文部科学大臣への答申により、「昭和の建築」としては東京都以外で初の重要文化財に指定されることが決まった（『朝日新聞』<大阪版>2003 年 10 月 18 日朝刊）。